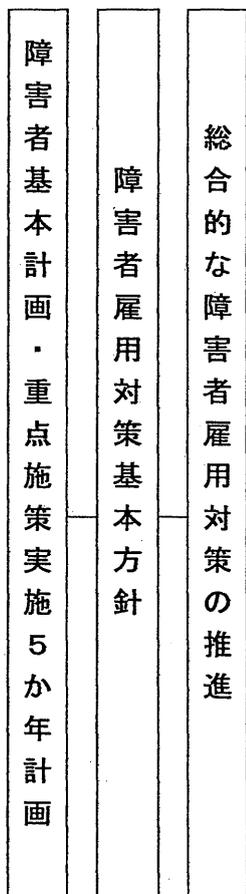


障害者雇用対策の体系について

障害者が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるような社会の実現をめざし、障害者の雇用対策を総合的に推進



① 事業主に対する指導・援助

- 障害者雇用率制度
 - ・法定雇用率
 - 民間企業 = 一般の民間企業 1. 8%、特殊法人等 2. 1%
 - 国・地方 = 2. 1% (一定の教育委員会 2. 0%)
 - ・雇入れ計画作成命令等による雇用率達成指導の実施
- 障害者雇用納付金制度等による事業主支援等
 - ・障害者雇用納付金・調整金等による事業主負担の調整
 - ・障害者雇用のための施設・設備等の改善、介助者の配置、住宅・通勤に対する配慮、中途障害者の雇用継続等を行う事業主に対する助成
 - ・特定求職者雇用開発助成金による賃金助成
- 障害者の在宅就業支援制度の創設
 - ・在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金等の支給
- 障害者雇用に関するノウハウの提供
 - ・障害者雇用に関する好事例や雇用管理ノウハウの提供

② 障害者の特性を踏まえたきめ細かな職業リハビリテーションの実施

- 公共職業安定所における障害者の態様に応じた職業相談・職業紹介、職場定着指導の実施
- 障害者職業センターにおける職業評価等の専門的な職業リハビリテーションの実施 (独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営)
 - ・ジョブコーチによる職場適応のための人的支援の実施
- 雇用と福祉の連携による支援の充実強化
 - ・地域における福祉的就労から一般雇用への移行の促進
 - ・就業面と生活面における一体的な支援の推進
- 多様かつ効果的な職業能力開発の推進
 - ・障害者職業能力開発校における職業訓練の推進
 - ・地域の多様な民間機関等に委託して行う職業訓練

③ 障害者雇用に関する啓発

- 試行雇用による事業主の障害者雇用のきっかけ作りの推進
- 障害者雇用促進運動の実施
- 障害者団体と連携した広報啓発活動の実施

平成19年度 障害者雇用施策関係予算 概算要求の主要事項

平成19年度要求額 14,752百万円

[施策の概要]

障害者の社会参加が進展し、就業に対する意欲も高まる中で、障害者が職業生活において自立することを促進するため、精神障害者に対する雇用対策の強化等を内容とする改正障害者雇用促進法（平成17年法律第81号）が本年4月に全面施行され、障害者の就労支援の抜本的強化を行う障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が本年10月から本格施行されることである。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月閣議決定）においても「発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワークの構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する」とされている。

こうした中で、平成19年度においては、①雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化、②障害の特性に応じた支援策の充実・強化、③中小企業による雇用促進の取組への支援、④障害者に対する職業能力開発の充実により、障害者の雇用・就業機会の拡大を図ることとする。

I 雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化

- | |
|---|
| 1 関係機関のチーム支援による、福祉的就労から一般雇用への移行の促進（新規）
[要求額 105百万円]
（「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開） |
|---|

ハローワークを中心に福祉等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を全国展開する。

また、障害者が就労支援について適切なサービスを選択できるよう、障害者の就労サービスワンストップ相談窓口をハローワークに設置する（47安定所）。

- | |
|---|
| 2 障害者就業・生活支援センター事業の拡充
[要求額 1,476百万円] |
|---|

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

（設置箇所数 110センター → 160センター）

3 養護学校等の生徒とその親の、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進

[要求額 92百万円]

(「障害者就労支援基盤整備事業」の拡充)

養護学校等と連携し、生徒及びその親を対象に、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図るセミナー、事業所見学会、職場実習のための面接会を実施し、養護学校等の生徒の就職促進を図る。

福祉施設に対しては、18年度に引き続き、就労支援セミナーを実施する等により、企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援の強化を図る。

4 福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実

[障害者雇用納付金事業]

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を推進する。

5 障害者試行雇用事業の拡充

[要求額 987百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

(対象者数 6,000人 → 7,000人)

II 障害の特性に応じた支援策の充実・強化

1 「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」の実施（新規）

[要求額 208百万円]

*事業の一部は、(独) 高齢・障害者雇用支援機構 交付金事業として実施。

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談・支援を実施する。

また、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害者に対する就労支援の機能を強化し、適切な支援を実施する。

(就職チューターの配置(安定所) 10局 47人)

2 発達障害者の就労支援者育成事業の拡充

[要求額 17百万円]

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等の関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを実施するとともに、新たに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。

(実施箇所数 4箇所 → 8箇所)

3 医療機関等との連携による精神障害者の就職支援の実施（新規）

[要求額 68百万円]

医療機関等を利用する精神障害者のうち、就職するための準備が十分に整っていない者に対し、ハローワークが医療機関等と連携して、就職活動のノウハウ等を付与する「ジョブガイダンス」を全国で機動的に実施するとともに、新たに、医療から雇用への移行を促す就労支援モデルを構築することにより精神障害者の就労を支援する。

(モデル事業の実施箇所 10安定所)

4 難病者の雇用管理に関する情報提供の実施（新規）

[(独) 高齢・障害者雇用支援機構 交付金事業]

平成18年度までの研究成果を踏まえ、疾患別の雇用管理のガイドライン及び関連情報に関するサイトを作成し、就職活動や就業上の配慮についての情報提供を行う。

5 障害者団体による障害者の職業自立等啓発事業の実施

[要求額 32百万円]

身体障害者、知的障害者及び精神障害者について、それぞれの当事者団体に委託して、当事者間でのカウンセリングや家族に対する相談・情報提供等の事業を行い、職業的自立の促進を図る。

Ⅲ 中小企業による雇用促進の取組への支援

1 中小企業団体による障害者雇用の啓発・推進のためのモデル事業の実施（新規）

[要求額 97百万円]

中小企業団体に委託して、障害者雇用に関する啓発セミナー、雇用管理改善等のためのワークショップの開催、雇用好事例集の作成、相談窓口の設置等を行う（10団体）。

2 中小企業が協働して障害者雇用を推進するモデル事業の実施（新規）

[障害者雇用納付金事業]

地域において、事業協同組合等を活用し、中小企業が協働で仕事を提供し合う形で、障害者雇用を促進するモデル事業を実施する。

IV 障害者に対する職業能力開発の推進

1 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

[要求額 4,357百万円]

障害者の職業能力開発機会の拡充を図るため、より広範な地域において一般の職業能力開発校を活用して、知的障害者等を対象とした専門訓練コースの設置推進とそのノウハウの普及を図るとともに、発達障害者に対する職業訓練をモデル的に実施する。

2 地域の障害者支援機関を活用した実践的職業訓練の推進（一部新規）

[要求額 1,572百万円]

障害者の態様に応じた多様な委託訓練を拡充するとともに、障害者の就労を支援する地域の社会福祉法人等が委託先企業を開拓する等企業と連携した実践的職業訓練を推進するモデル事業を実施する。

（対象者数 6,300人 → 7,000人）

3 障害者職業能力開発プロモート事業の拡充

[要求額 92百万円]

福祉施設、養護学校等の関係機関が一体となって障害者の職業能力開発に取り組む連携体制の確立や、社会福祉法人等民間機関において職業能力開発を推進する人材の研修等を政令指定都市において実施する事業を拡充する。

（実施箇所数 3箇所 → 10箇所）

4 発達障害者に対する効果的な職業訓練のあり方に関する調査研究

[(独)雇用・能力開発機構 交付金事業]

発達障害者の雇用・就業を支援するための職業訓練指導と受講ルートの確立等のあり方に関して調査研究を行い、発達障害者職業訓練指導ハンドブック等を開発する。

【非正規雇用の現状】

○ 雇用形態別雇用者数の推移

(万人)

	正規雇用者		非正規雇用者	
		構成比		構成比
平成3年(1991)	3639	80.2	897	19.8
4年(1992)	3705	79.5	958	20.5
5年(1993)	3756	79.2	986	20.8
6年(1994)	3805	79.7	971	20.3
7年(1995)	3779	79.1	1001	20.9
8年(1996)	3800	78.5	1043	21.5
9年(1997)	3812	76.8	1152	23.2
10年(1998)	3794	76.4	1173	23.6
11年(1999)	3688	75.1	1225	24.9
12年(2000)	3630	74.0	1273	26.0
13年(2001)	3640	72.8	1360	27.2
14年(2002)	3486	71.3	1406	28.7
15年(2003)	3444	69.7	1496	30.3
16年(2004)	3380	68.5	1555	31.5
17年(2005)	3333	67.7	1591	32.3
18年(2006)	3340	66.8	1663	33.2

(資料出所) 総務省統計局 「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細結果)」

(注) 1. 平成13年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」による。調査月が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。

2. 平成13年までは各年2月、平成14年以降は1～3月平均の値。

○ 雇用形態別雇用者数(四半期)の推移

(万人)

	正規雇用者	前年同期差	非正規雇用者	前年同期差
平成14年 1～3月	3486	-	1406	-
4～6月	3529	-	1407	-
7～9月	3495	-	1483	-
10～12月	3445	-	1510	-
平成15年 1～3月	3444	-42	1496	90
4～6月	3445	-84	1483	76
7～9月	3480	-15	1508	25
10～12月	3407	-38	1528	18
平成16年 1～3月	3380	-64	1555	59
4～6月	3433	-12	1554	71
7～9月	3404	-76	1563	55
10～12月	3425	18	1585	57
平成17年 1～3月	3333	-47	1591	36
4～6月	3408	-25	1624	70
7～9月	3372	-32	1650	87
10～12月	3384	-41	1669	84
平成18年 1～3月	3340	7	1663	72
4～6月	3454	46	1647	23

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」